

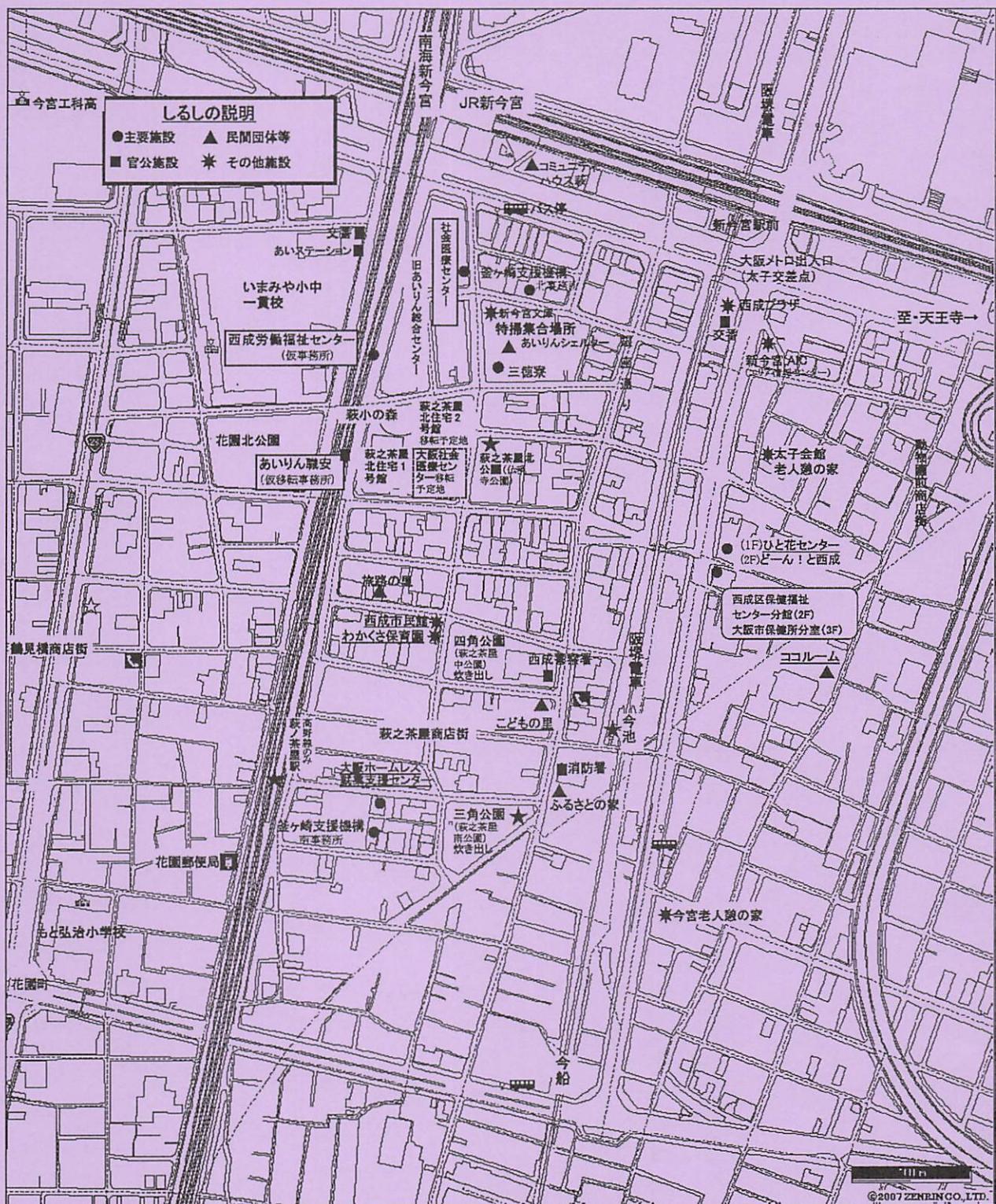
西成地域 日雇労働者の  
就労と福祉のために

第58号

令和元(2019)年度  
事業の報告

公益財団法人 西成労働福祉センター

# あいりん地域周辺要図



## 発刊にあたって

財団法人西成労働福祉センター（平成 25（2013）年4月に公益財団法人に移行）は、昭和 36 年8月に発生した第1次釜ヶ崎暴動を契機として、官民一体となって、あいりん地域における労働者の雇用の安定・福祉の向上と生活安定を図るため、昭和 37 年9月に労働省より法人設立の認可と無料職業紹介事業の許可を受け、10月より業務を開始し、以来、大阪府をはじめ関係行政機関、地域の諸団体各位のご支援とご協力をいただきながら、日雇労働者の拠りどころとして、半世紀以上の歴史と実績を積み重ねてまいりました。

昭和 45 年に建設された「あいりん労働福祉センター」の建物は、老朽化と耐震性が脆弱であることから閉鎖し、平成 31 年4月からは、南海高架下に建設された仮事務所で新たに早朝 5 時からの窓口紹介をはじめとする新しい職業紹介事業を開始しました。秋口以降は、早朝窓口が広く認知されるようになり、新しくこの地域に仕事を求めてきた労働者の求職相談も徐々に増えるなど、労働者が安心して就労できる環境づくりを進めてきたところです。

しかし、令和 2 年 2 月に日本での感染が始まった新型コロナウイルスの影響により状況は一変し、早朝の求人車両は激減しました。5月には緊急事態宣言が解除されましたが、今も影響は続いていることから、リーマンショックをはるかに超える失業者、休業者が出るともいわれています。6月に国土交通省が出した報告では、建設産業の受注状況について、前年同月比 20%以上減少したと回答した事業者が 4 月、5 月ともに 2 割、6 月以降も同様の傾向が続くと見込まれています。

当センターの求人数は、令和 2 年 3 月より前年同月比 30%以上の減少となっており、窓口には特別定額給付金の申請要件である住民票の設定（住民票設定地がわからない等）や本人確認書類についての相談者が後を絶たない状況です。

こうした状況を踏まえセンターでは、関係機関と連携し、労働者の相談、支援に努めるだけでなく、登録事業所に対し、「事業主さまのための新型コロナ関連助成金等の無料相談」など、雇用管理の専門家による個別の相談支援を行ない、労働者の就労先の確保に力を入れております。

今後とも、あいりん地域において、より一層の役割を果たすべく、地域労働者の就労機会の確保に向けた求人開拓、事業所指導、並びに安定就労に向けた技能資格の取得、労働相談等の業務の充実と施設の円滑な管理運営を行ない、労働者にとって欠くことのできない頼れる存在となれるよう努めてまいります。

このたび、センターが令和元年度に実施した諸事業の概要を年報として取りまとめました。ご一読いただき、あいりん地域における労働者の就労と生活並びにセンターの事業についてご理解をいただければ幸いです。

今後とも、地域労働者の雇用の安定・確保に向け一層努力してまいりますので、産業界各位のご理解・ご協力並びに関係諸機関、団体の皆様の一層のご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年（2020）年 7 月

公益財団法人 西成労働福祉センター  
代表理事 内屋 幸治

# 目 次

## 【事業報告】

I 職業紹介事業	
1 職業紹介	1
2 求職相談	3
3 仮事務所の駐車位置を中心に求人事業所の指導及び就労経路の正常化促進	3
4 就労機会の確保のための求人開拓事業	5
II 労働福祉事業	
1 賃金等労働条件に関する相談	6
2 労災相談及び労災休業補償立替貸付事業	6
3 医療相談、生活身上相談、労働者援護	7
III 技能講習に関する事業	
1 建設技能のスキルアップ講習	10
2 職種転換、常用就職をめざした講習	11
3 適切な講習受講・就労に誘導するための取り組み	12
4 効果測定(事業所・受講者ニーズの把握)	13
IV 広報啓発及び福利厚生事業	
1 労働安全啓発及び広報事業	15
2 センターだよりの発行	15
3 労働者べんりちょうの発行	15
4 労働安全啓発相談	15
5 労働力再生のための福利厚生事業	15
V 収益事業等	
1 自動販売機事業	17
2 その他事業	17

## 【業務取扱状況】

I 職業紹介事業	21
II 労働福祉事業	45
III 技能講習に関する事業	52
IV 参考資料	55
V 図表	56
VI その他の 事業・組織図	78
沿革	79